

● 農業基盤の整備（面整備）事業の紹介

区画整理や暗渠排水の整備が可能な事業

農業競争力強化基盤整備事業				農山漁村地域整備交付金				農地耕作条件改善事業 農業基盤整備促進事業	【県単独事業】 小規模農業基盤整備事業
型	農地整備事業 (経営体育成型)(中山間地域型)	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)	農地整備事業 (経営体育成型他)	農業基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業	集落基盤整備型		
事業主体	県営 ソフト事業は団体営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 団体営 広域連携型は県営のみ	団体営	団体営	団体営
採択要件	(1)農業生産基盤整備事業の4又は5を実施 (2) “ 事業の1～5のうち2以上を総合的に実施 (3)上記(1),(2)と密着に関連のあるものを併せて実施	(1)農業生産基盤整備事業の1.2.5のうち1つ以上を実施 (2)上記(1)と密着に関連のあるものを併せて実施	同左 同左	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	大規模団地構想に基づく補完事業として実施 その他 県と協議確認	条件不利地 ①過疎地域 ②振興山村 ③離島 ④半島振興対策地域 ⑤特定農山村	生産基盤整備と集落基盤整備それぞれから1工種以上実施	農地耕作条件改善事業は農地中間管理事業を重点的に実施する区域で実施 事業実施期間 最大3年 市町全体を1地区とする	農業基盤整備促進事業の事業主官・採択要件にあうものは、原則農業基盤整備促進事業で実施
受益面積	①20ha以上 (中山間地域型 10ha以上) ②以下のいずれかの要件 ・担い手農地集積率 50%以上 ・担い手農地集約化率 30%以上 ・農業生産法人の育成 ③集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし20ha以上 ・離島 は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし30ha以上 ・離島 は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②担い手戸数/受益者農家戸数又は担い手経営面積/受益面積が10%以上 ③担い手戸数3戸以上 又は 農業生産法人1経営体以上	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	県営・60ha以上(一般型) ・20ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上) 団体営・20ha以上(一般型) ・10ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上)	ほ場整備の場合 20ha以上	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	3ha以上 事業費 200～2,500万円
工種	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設 2.農道整備 3.客土 4.暗渠排水 5.区画整理 6.除礫 7.農用地造成 8.農地保全 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業) ○特認事業	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業)	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業	農業競争力強化基盤整備事業と同様(但し、特認事業を除く) 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	○定率助成 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設整備事業 2.農道整備事業 3.ほ場整備事業 4.農用地開発事業 5.農地防災事業 6.客土事業 7.暗渠排水事業 8.農用地の改良又は保全事業 ○農村生活環境整備事業 農業集落道整備事業他11事業 ○特認事業	○農業生産基盤整備 1.ほ場整備 2.農業用排水施設整備 3.農道整備 4.農用地開発 5.農用地の改良又は保全 ○集落基盤整備 1.農業用排水施設整備 他13工種	○定率補助 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整 ○定額補助 1.農地の簡易な区画拡大 2.暗渠排水 3.湧水処理 4.末端畑地かんがい施設 5.客土 6.除礫 中心経営体に集約化する農地は、定額助成単価2割加算	ほ場整備事業
補助率	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	農業競争力強化基盤整備事業と同様	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%)	国 55% (離島 60%) 県 15% (生産基盤整備事業) 0～15% (生活環境基盤整備事業)	国 50% 県 15% (農業生産基盤整備) 0～15% (集落基盤整備)	定率 国 50% (6法 55%) 県 15% 定額 工種ごとに助成額規定	県 50% (離島、山村) 45%(その他の地域)
事業実施要綱	・農業競争力強化基盤整備事業要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱い	同左	同左	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱い	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙2農業基盤促進事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙12-1中山間地域総合整備事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙11集落基盤整備事業に係る運用	・農地耕作条件改善事業実施要綱・要領 ・農業基盤整備促進事業実施要綱・要領	

表中の記載は概要であり、記載内容の他に事業の目的のための計画書作成等の要件等もあります。
詳しくは、下記担当窓口にお問い合わせください。



担当窓口：技術支援課
電話：082-502-7473